

児童相談所運営指針については、昨年9月に改正児童福祉法の公布日及び平成28年10月施行分について所要の改正を行ったところ。今般、改正児童福祉法の平成29年4月施行にあわせ、更なる見直しを行うこととする。

主な改正事項及び改正の方向性

【児童福祉法等改正関係】

○子育て世代包括支援センターの法定化、市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備（改正母子保健法第22条及び改正児童福祉法第10条の2）

（改正内容）

子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の業務内容や児童相談所との連携・役割分担等を追加。

○児童福祉司（スーパーバイザー含む。）が受講する研修、社会福祉主事からの任用要件（改正児童福祉法第13条第3項第5号及び8項）

（改正内容）

児童福祉司（スーパーバイザー含む。）について研修の受講が義務である旨、また、社会福祉主事から任用する要件に講習会の課程を修了することを追加。

○児童相談所から市町村への事案送致（改正児童福祉法第26条第1項第3号）

（改正内容）

児童相談所が受理したケースを市町村へ送致する場合の手續や留意事項等を追加。

※平成28年10月に施行された「市町村への指導委託」に関する手續等の記載についても見直しを行う予定。

○里親・養子縁組の推進（改正児童福祉法第11条第1項第2号及び第12条）

（改正内容）

改正児童福祉法で規定された、里親や養子縁組により養子となる子ども等への支援を児童相談所の業務に追加。

【その他】

○児童相談所の名称表示について

○障害者（児）の方からの通告・相談に適切に対応するための合理的な配慮について

○要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関との適切な情報共有の実施について

※具体的な記載内容については、現在厚生労働省で開催している「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」等のご意見を踏まえ検討することとしております。